資料2

富山市安全で安心なまちづくり推進条例に基づく令和8年度の取り組みについて

1 防犯設備の設置等（第７条関係）

（1） 市が管理する道路、公園、その他の施設へ防犯灯、防犯カメラの設置（各施設所管課）

道路、公園、その他新しい施設を整備する場合には、犯罪の防止を考慮し、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備を設置するよう努めます。

（2） 町内会等が設置する防犯カメラ整備への支援

地域住民が主体となった防犯活動を支援するため、防犯カメラを新たに設置する町内会等を対象に支援します。

〔概　要〕

① 補助対象地域

ア 犯罪や不審事案が多発していると認められる地域

イ 鉄道駅の周辺の広場及び駐輪場

② 補助対象経費

防犯カメラ等の機器購入費及び設置工事費等

③ 補助金額等

対 象 経 費	補 助 率	1団体あたりの限度額等
防犯カメラ等購入費	２分の１以内	１台あたり１０万円以内 １団体あたり３台以内
専用柱設置費	２分の１以内	１本あたり１０万円以内 １団体あたり３本以内

（3） 公共的空間への防犯カメラ設置（公共的空間防犯カメラ設置等事業）

通学路における子どもの安全確保等を目的に設置された防犯カメラ（130 台）により、犯罪の抑止と体感治安の向上を図ります。

2　自主防犯団体への支援（第8条関係）

（1） 自主防犯団体への支援

安心して暮らせる安全な地域社会の実現を目指し、地域における安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を行う団体を対象に、活動に要する経費を補助します。

補 助 対 象 経 費	補助金の額（1団体）
組織結成時に必要となる防犯活動用具の購入費に要する経費	基本額3万円 限度額5万円
防犯パトロールや啓発活動に要する経費	年間3万円

（2） ふるさとみまもり事業への支援

富山市防犯協会連合会が、市内全域の安全点検パトロールや不審者情報等に基づく重点パトロールを実施する「ふるさとみまもり事業」を支援し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進します。

〔概　要〕

① ふるさとみまもり隊員を市内3防犯協会に5名配置し、機動力を活用した効率的な情報収集を行います。

② 防犯や防災、道路・河川・公園等のパトロールを行うとともに、危険箇所等の情報を地区センター等と連携し、連絡・交換します。

さらに、警察が提供する不審者情報を活用し、その発生場所、時間帯でのパトロールを重点的に実施するとともに、被害の未然防止につながる情報を取得した場合は、迅速に小・中学校等へ必要な情報を提供します。

（3） 情報提供、助言等の支援

自主防犯団体を対象に「安全で安心なまちづくり研修会」を開催し、自主防犯団体の活動が適切かつ効果的なものになるよう情報提供及び助言等を行います。

また、自主防犯団体の活動を市ホームページや広報において紹介します。

3　高齢者等の安全確保（第9条関係）

（1） 高齢者への対策

特殊詐欺等による消費者被害等を未然に防止する対策を普及するため、消費生活相談員等による講習会や出前講座を開催します。

迷惑電話防止機能を搭載した電話機などの購入補助事業を実施し、犯罪被害の未然防止に努めます。

また、警察から特殊詐欺等の被害防止に関する情報提供を受け、市の公式LINE アカウントを利用して、被害防止の注意喚起を実施します。

（2） 不審者情報の提供

警察が提供する不審者情報を活用し、庁内のネットワークを利用して迅速に地区センター、幼稚園、保育所、小学校、中学校等へ情報提供します。

（3） 市職員によるパトロール活動の実施

不審者情報に応じ、その発生場所や時間帯において、青色回転灯を装着した公用車による防犯パトロールを実施します。

（4） 高校生への対策

市内の高等学校長に、生徒に対する犯罪被害の未然防止に向けた指導の強化をお願いするとともに、防犯啓発ポスターを配布します。

4　無施錠被害の防止対策（第 10 条関係）

（1） キャンペーンの実施

自転車や住宅の無施錠被害の未然防止に向けて、自転車利用者及び人が頻繁に利用する富山駅高架下自転車駐車場等でカギかけを呼びかけるキャンペーンを実施します。

また、SNS やラジオ等を通じて、無施錠被害の状況やカギかけの重要性について呼びかけます。

（2） 高校生への対策 （再掲）

市内の高等学校長に、生徒に対する犯罪被害の未然防止に向けた指導の強化をお願いするとともに、防犯啓発ポスターを配布します。

5 万引きの防止対策（第 11 条関係）

（1） 啓発及び店内における未然防止に向けての環境づくり

市は、万引きを未然に防止するため、県、警察、市民及び事業者と連絡調整を行い、効果的な広報と啓発に努めます。

事業者へは、店内における商品の陳列や万引きの発生しにくい対策等に配慮するなどの協力を要請します。

（2） 啓発活動

青少年の非行防止・健全育成に対する市民意識の高揚を図るための啓発活動を行っています。

6 犯罪被害者等への支援（第 12 条関係）

（1） 公益社団法人とやま被害者支援センターへの支援

犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人とやま被害者支援センターへの財政支援を行います。

【公益社団法人とやま被害者支援センター】

公益社団法人とやま被害者支援センターは、犯罪被害者相談員による電話・面接相談や犯罪被害者等の検察庁・法廷等への同行支援など、犯罪被害者に対して様々な支援を行っています。また、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性などについての広報啓発活動を行っています。

（2） 犯罪被害者等奨学資金支給事業

犯罪被害により被害を受けた方やその家族を対象に、高校卒業後の資格取得を目指した県内の大学・短大・専門学校等への進学を支援します。

（3） 犯罪被害者等支援金支給事業

犯罪被害者の遺族又は重傷病を負った犯罪被害者を対象に国の犯罪被害者等給付金に先立ち、当座の資金を支給します。

（4） 犯罪被害者等支援総合案内窓口の設置

犯罪被害者等が必要とする行政による支援等の窓口へ速やかに導くための総合案内窓口を危機管理課に設けます。

7 安全で安心なまちづくり推進月間の設定（第 13 条関係）

（1） 防犯啓発用懸垂幕の掲出

安全で安心なまちづくり推進月間（10 月）を周知するため、懸垂幕を市役所前に掲出します。

（2） キャンペーンの実施（再掲）

自転車や住宅の無施錠被害の未然防止に向けて、自転車利用者及び人が頻繁に利用する富山駅高架下自転車駐車場などでカギかけを呼びかけるキャンペーンを実施します。

また、SNS やラジオ等を通じて、無施錠被害の状況やカギかけの重要性について呼びかけます。

8 その他

（1） 広報とやまへの掲載

犯罪被害未然防止につながる防犯ワンポイント並びに安全で安心なまちづくりの推進に関する内容について、年8回、広報とやまに掲載します。

（2） デジタルサイネージへの放映

防犯に対する意識の高揚を図るために、富山駅南北自由通路などのデジタルサイネージを活用し、防犯ポスター等を放映します。